

総官会第 1007 号

平成 25 年 5 月 22 日

〔最終改正総官会第949号〕
平成 27 年 4 月 28 日

総務省における行政事業レビューに係る外部有識者による点検実施要領

(外部有識者の選任)

第1条 総務省行政事業レビュー推進チーム(「総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領」(平成 25 年 4 月 26 日総官会第 866 号の 2)で規定する組織。以下「チーム」という。)は、外部有識者を複数名選任し、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」といった観点から、外部の視点を活用した行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)の実施に取り組む。

その際、外部有識者による点検の対象事業の数に応じ、効果的・効率的な点検を十分に行うことが可能な数の外部有識者を確保することとする。

2 外部有識者は、以下のいずれかの要件を満たす者の中から、過去の実績、職歴等を勘案して選任するものとする。

ア 予算の実際の使われ方など予算執行の現場に知見を有する者

イ 行政全般、個別の行政分野の在り方等に見識を有する者

ウ 独立行政法人や公益法人の仕組み、実態、問題等に知見を有する者

エ 民間取引の実態や、地域や現場で生じている問題等に知見を有する者

3 外部有識者は、チームの求めに応じ、行政事業レビューの対象事業について点検等を行うものとする。

4 前項で選任する外部有識者の任期は二年とする。ただし、再任を妨げない。

なお、補欠の任期は、前任者の残任期間在任する。

5 外部有識者の選任や、次条で規定する外部有識者会合の意思決定等への関与にあたっては、特に利益相反が生じることのないように留意する。このため、外部有識者のうち、点検対象事業の執行に関し利害関係がある者及び過去3年間において点検対象事業に係る審議会、検討会等の委員、専門委員等になっていた者は、当該事業に係る点検を行うことができないこととする。

(外部有識者会合)

第2条 チームは、前条で選任した外部有識者によって構成される「総務省行政事業レビュー外部有識者会合」(以下「外部有識者会合」という。)を設置する。

2 外部有識者会合は、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用しつつ、

以下の取組を行うものとする。その際、第1条第1項に掲げる外部有識者に期待される役割について外部有識者間で周知徹底されるようにする。

ア 外部有識者による事業の効率的・効果的な点検のための調整

イ 総務省におけるレビューの取組状況の随時点検、必要に応じた意見の提出

ウ 総務省におけるレビューの取組を踏まえた、翌年以降の取組に向けた改善点に関する意見の提出(行政事業レビューシート最終公表後)

3 外部有識者会合に座長を置き、構成員の互選により選任する。

4 座長は、会務を総理する。

5 座長が出席できないときは、座長が指名する者が座長代理としてその職務を代行する。

6 外部有識者会合の下に事務局を置き、外部有識者会合の運営に関する事務を担当させる。

7 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。

8 外部有識者会合の議事概要及び資料は、事後に総務省のホームページにおいて公表する。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、外部有識者会合の運営に必要な事項はチームが定めることとし、また、外部有識者による点検等の実施については、行政改革推進会議において決定される行政事業レビュー実施要領によるものとする。

附則

(施行期日)

第1条 この要領は、平成25年5月22日から施行する。

附則(平成26年3月31日総官会第777号)

第1条 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附則(平成27年4月28日総官会第949号)

第1条 この要領は、平成27年4月28日から施行する。

第2条 総務省における行政事業レビュー公開プロセス実施要領(最終改正平成26年3月31日総官会第777号)は廃止する。